



憲 法

Y町内会は、住民相互の連絡、相互扶助、環境の整備、集会施設の維持管理等を目的とした地域自治会であり、「権利能力なき社団」としての性質を有している。Yは、会員に対し、地方公共団体の事実上の下請けとして広報を配布したり、災害や葬儀の場合に協力するなどの活動を行っており、任意加入団体であるが、対象区域内の全世帯の約90パーセントが加入している。

Yは定期総会において、自治会費を年6,000円から8,000円に増額する旨の決議を、多数決により行った。増額された2,000円については、6,000円とは別に管理され、その全額を、当該地区の小学校教育後援会、中学校教育後援会、赤い羽根共同募金会、日本赤十字社への寄付金として、Yの名において支払い、翌年度には繰り越さないことが予定されていた。本来任意であった寄付金をこのように会費化した理由は、住民の高齢化に伴い、自治会役員の寄付金集金業務の負担を軽減するためであった。

会員Xは、寄付をするかどうかは本来個人の自由な意思にゆだねられるべきなどと考え、増額分の会費納入を拒否したところ、Yから全額でないと受領できないと言われた。その後、Xは、会費未納を理由に、Yから脱退したものとみなされ、会員としての種々のメリットを受けられなくなった。

上記事例に含まれる憲法上の問題について論じなさい。(配点：40点)



民法

次の【事案】を読んで、後記の〔小問1〕から〔小問3〕までに答えなさい。

【事案】

① Aは、101番地と110番地の2筆の土地及びそれぞれの地上建物を所有している。Bが101番地の土地とその地上建物の購入を希望したので、Aは、Bに対し、101番地の土地・建物を案内し、検分させた。そのうえで、Aは、101番地の土地上で、Bに対し、次のように言った。

A「1,000万円の支払と引換えに、この土地・建物をお譲りします。」

これに対し、Bは、うっかり、次のように答えた。

B「はい。110番地の土地とその地上建物と引換えに、1,000万円を支払います。」

② その後、101番地の土地・建物の売買が成立したことを前提に、Aは、Bに対し、101番地の土地・建物を引き渡し、Bは、Aに対し、代金1,000万円を支払った。しかし、その土地・建物の所有権移転登記手続は未だなされなかった。Aは、登記が自らに残っていることを悪用し、Cに対し、101番地の土地・建物を二重に売却し、代金を受け取った。Cは、購入した101番地の土地上に新しい建物を建てようと計画し、同地上に建築資材を搬入した。土地・建物の登記は、依然として、A名義のままである。

③ 日頃からBを憎んでいるDは、101番地の建物に放火し、これを焼失させた。

〔小問1〕

①の時点におけるAB間の法律関係を説明しなさい。その際、錯誤の成否にも言及しなさい。(配点：15点)

〔小問2〕

②において、Bは、Cに対し、建築資材を運び去ることを求めることができるか、説明しなさい。(配点：10点)

〔小問3〕

③において、Bは、Dに対し、損害賠償を求めることができるか、説明しなさい。(配点：15点)



刑 法

次の事実における甲と乙の罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く。）。（配点：40点）

- 1 甲は、あるショッピングモール（商店街）で携帯ゲーム機の販売店を経営している。2年前に爆発的に売れたA社のゲーム機「〇〇プレーヤーX」（1台4万円）を買い切りで大量に仕入れたが、7台が売れ残っている。ところが、A社から「間もなく新型機『〇〇プレーヤー Super X』の発売を発表する」という（販売店のみに向けた）情報が入って来たため、甲は、新型機の発表までに旧型機を売ってしまうための販売促進策に頭を悩ませた。そして、A社製ゲーム機のユーザーからゲーム機を取り上げれば、その人たちは自店に来て「〇〇プレーヤーX」を買ってくれるのではないか、と思い付いたのである。甲は、知人の乙に会いに行き、甲の指示した人物からゲーム機を取り上げ、その場で壊してしまうよう頼んだ。乙は体格も良いし、ゲーム機には興味も知識もないので、この仕事には打ってつけと思ったのである。
- 2 甲と乙は連れ立って、多くの若者が集まる公園に行き、甲はそこで、A社のゲーム機で遊んでいるCを見つけた。Cの隣にはDがいて、他社製ゲーム機で遊んでいる。2人は友人らしい。

そこで甲は乙に、Cらのいる方向を指差して、「あの左側の人からゲーム機を取り上げて、壊して来てくれ。俺の店の利益のためだ、よろしく頼む。あとでお礼に2,000円を払うから」と頼んだ。乙は「2,000円は、うれしいな」と承知したが、近くに人がいなくなるまで待つことにし、その間に甲は店に帰って行った。

C、Dの近くに人がいなくなったのを確認して、乙は、Cらの方に近づいて行った。甲から指示されたときにはCは左側にいたが、その後、C、Dが飲み物を買に行ったりしたため、今ではどちら側にいるのがCだかわからない。しかし、甲に指示されたときに左側にいた人物の方が、もう一人よりも髪が短かったように記憶していたので、甲は髪が短く見えた人物——実際もC——からゲーム機を取り上げ、コンクリートの地面に叩き付けて壊した。すると隣にいたDが「何すんだよ」と怯えた顔^{おび}で立ち上がった。乙はそこで、Dの髪が思ったより短いことに気づき、もしかしたら甲がゲーム機を壊すよう指示したのはDのことだったのではないかと不安になって、Dの顔面を一発殴り、Dがひるんだ隙にゲーム機を取り上げた。CもDも、怖くなって逃げて行った。



乙がふと D のゲーム機の画面を見ると、乙の妹 E が好きなアニメのキャラクターが表示されている。そこで乙は、E が携帯ゲーム機を欲しがっていたことを思い出し、このゲーム機は壊さずに E に与えることに決めて、その場から立ち去った。

- 3 以上のできごとにより、C も D も愛用のゲーム機を失ったが、今のところ甲の店に代替りのゲーム機を買いに来てはいない。一方、乙は甲の店を訪れ、約束の 2,000 円を受け取った。